

地方行財政の充実強化に関する決議

都市自治体は、急速に進行する少子高齢社会への対応や、多発する自然災害に備えるための防災・減災対策など、様々な課題への対応に必要となる財政需要が増加する一途にあり、恒常的な財源不足に陥っている。

また、新型コロナウイルス感染症の長期にわたる感染拡大に伴い、地域経済が疲弊していることに加え、ウクライナ情勢や円安等による物価高騰により、都市自治体においては、市民生活や経済活動に甚大な影響が生じており、極めて厳しい財政状況におかれている。

こうした中、都市自治体が地域の実情に沿ったきめ細かな行政サービスを持続的に提供し、人口減少社会を踏まえた地方創生への取組や行政のデジタル化、カーボンニュートラル社会に向けた取組など新たな行政課題に的確に対応するためには、安定的な税財源の確保が不可欠となっている。

また、地方歳出の大半は、法令等により義務付けされている経費や国の補助事業に基づく経費であることから、国は、地方が標準的な行政サービスを行うために必要となる財源を国の責務として確実に保障すべきである。

よって、国においては、下記の事項について特段の措置を講じられるよう強く要望する。

記

1. 地方行財政をはじめ地方自治に影響を及ぼす政策の企画・立案及び実施に当たっては、「国と地方の協議の場」の適切な運営のもとに、十分な協議を経て、合意形成のうえ行うこと。

また、国が新たな政策により全国的に事業を展開するに当たっては、国と地方の協議の場等で十分協議を行うとともに、これに伴い、地方で必要となる費用については、国が責任を持って国費による財源を確保すること。

2. 我が国全体の持続的な発展のためには、東京一極集中の是正を旨とし、各地域に自立した圏域を形成していくための政策を推進しつつ、国・地方の役割分担の見直しも含め、地方行財政制度の抜本的な改革を検討すること。

3. 地方が担う事務と責任に見合う税財源配分を基本とし、当面、税源移譲による国と地方の税源配分比率が5対5となるよう、見直すこと。

4. 年々急増、多様化する地方の財政需要に迅速かつ的確に対応するため、地方税、地方交付税、地方譲与税等、地方の一般財源総額を増額確保するとともに、安定的で都市自治体間で均衡がとれた地方税体系を構築すること。

また、各種税制の廃止、減税を検討する際には、地方財政の運営に影響を与えないよう、代替財源を確保すること。

なお、代替財源の検討に当たっては、地方の意見を十分に反映すること。

5. 地方自治体間の財政力格差の是正に当たっては、税源の偏在是正として地方法人課税の見直しの議論に終始するのではなく、地方交付税の充実も含め、地方税財源を拡

充することによる地方の財源不足の解消、さらには東京一極集中の是正という根本的課題の解決を図ること。

6. 恒常的な地方交付税の財源不足については、臨時財政対策債など、特例措置に依存しない持続可能な制度を確立し、地方交付税の法定率の引上げ等により、地方交付税総額を増額確保するとともに、地方交付税本来の趣旨にのっとり、適切な算定配分を行うこと。

7. 新型コロナウイルス感染症の感染拡大により疲弊した地域経済の回復や、現下の物価高騰等へ対応するため、医療・介護等の社会保障、デジタル化の推進や社会インフラの老朽化・防災対策等を含めた社会資本整備をはじめ、地域経済の基盤強化、地方創生・人口減少対策、雇用対策など増大する都市自治体の財政需要を的確に地方財政計画に反映させ、地方交付税等の地方一般財源総額を確保すること。

また、原油価格・物価高騰等に直面する事業者、子育て世帯及び教育保育施設、生活困窮者及び社会福祉施設等に対し、支援の充実強化を図ること。

8. 固定資産税は、市町村が提供する行政サービスと資産の保有に着目して、応益原則に基づき課税する市町村財政を支える極めて重要な基幹税であり、制度の根幹を揺るがす見直しは家屋・償却資産を含め、断じて行わないこと。

なお、令和5年度から生産性の向上や賃上げに取り組む中小企業の償却資産についての特例措置が創設されるが、そもそもこうした政策的措置は、本来、固定資産税を用いて行うべきではなく、2年間の期限の到来をもって確実に終了すること。

9. ゴルフ場利用税については、その税収の7割が交付金としてゴルフ場所在市町村に交付されており、都市自治体のゴルフ場関連の財政需要に対応するとともに、特に財源の乏しい中山間地域の都市自治体にとっては貴重な財源となっており、ゴルフ場利用税に代わる恒久的かつ安定的な財源はあり得ないことから、現行制度を堅持すること。

10. 国庫補助金等については、都市自治体の事業の執行に支障が生じることのないよう、補助率の引上げや補助単価等を現下の資材価格の高騰等の実態に即して改善するなど、財政支援を強化するとともに、事務手続きの簡素合理化、早期内示等に努めること。

また、財政力指数による補助率の差異を解消すること。

11. デジタル社会における地方創生の実現に向け、都市自治体が地域の実情に応じた息の長い取組を自主的・主体的に継続して実施できるよう、地方財政計画に計上された「まち・ひと・しごと創生事業費」を「地方創生推進費」として継続・拡充するなど、必要な財源の確保を図ること。

12. 社会全体のデジタル化の更なる推進を図るため、都市自治体におけるシステムの整理や標準化に係る費用など、必要な支援や十分な財政措置を講じること。

13. 外国人の受入れ環境の整備や多文化共生社会の実現について、一元的な体制の下、責任を持って取り組むとともに、外国人に関する諸施策については、都市自治体の意見を十分に尊重すること。

14. 外国人材が社会の構成員として公正に社会参画できる社会統合政策に必要な法整備を行い、実効性のある多文化共生政策を推進すること。

15. 日本語初期指導教室の制度化や、外国人児童生徒が多い学校における教員の拡充など、学校教育環境の整備を行うとともに、都市自治体が行う日本語教育のボランテ

アの育成・確保を始めとする各種事業に要する費用について、適切な財政支援を行うこと。

16. 介護保険制度について、介護保険料や介護サービス利用時の自己負担が年々増加する中、将来にわたって全ての国民が安心してサービスを受けることができる持続可能な社会保障制度となるよう、必要な財源を確保した上で、国庫負担割合を引き上げるなど、保険料等の上昇を抑える対策を講じ、制度の見直しを行うこと。

17. 国保財政が厳しい状況にある中で、医療の高度化、高額薬剤の保険適用等による医療費の増加に確実に対応できるよう、国による財政支援を拡充し、更なる国保財政基盤の強化を図ること。

特に、低所得者層に対する負担軽減策を拡充・強化するとともに、低所得者を多く抱える保険者への支援を強化すること。

また、医療保険制度改革に伴い、市町村の負担増を決して招かないよう、国の責任において万全の対策を行うこと。

18. 子どもの医療費助成に係る国庫負担減額調整措置については、小学生以上も含め全面的に廃止し、我が国の人口減少社会への対策として、子どもの医療費に関わる全国一律の制度を国の責任において創設すること。

19. 待機児童の解消への取組や幼児教育・保育の無償化に伴う保育需要の拡大に対応するため、都市自治体の行う幅広い保育人材の確保・育成や施設整備等に対する財政措置を国の責任において講じること。

20. 障害者の自立と社会参加に向けた施策の充実を図るため、自立支援給付、地域生活支援事業、障害児通所支援事業、相談支援事業等について、都市自治体の超過負担及び自治体間格差が生じないように、必要な財源を確保するとともに、地域の実態を踏まえ、十分な財政措置を講じること。

21. 公立学校施設の老朽化対策、長寿命化改良事業や大規模改造事業をはじめ、都市自治体の計画事業量に応じた公立学校施設整備負担金・学校施設環境改善交付金等の財政支援措置を継続的かつ確実に講じること。

特に、空調設備整備、トイレの洋式化、エレベーター設置等のバリアフリー化、学校給食調理場、小規模改修工事、プール、運動場等の付帯設備の老朽化対策など、施設整備事業を推進するため、対象事業の拡充、工事費下限額の廃止、補助率の引上げ及び実情に即した補助単価への引上げを行うこと。

22. GIGAスクール構想の推進のため、端末・機器等の更新や拡充、通信費、通信環境改善など、維持管理等に係る費用について財政支援すること。

また、LTEモデルタブレット端末の運用経費等についても財政支援を講じ、通信事業者に対し、端末の通信料の軽減に向けた料金体系の構築を働きかけること。

23. 公共施設等の集約化・複合化、転用、廃止などを着実かつ計画的に進めるため、公共施設等適正管理推進事業債の恒久化及び対象の拡大、要件の緩和を図るとともに、交付税措置を拡充すること。

24. 公衆衛生の確保や公共用水域の水質保全など公共的役割の観点から、供用開始から50年を経過するなど、耐用年数を迎え改築更新需要の増加が見込まれる下水道施設の改築について、国費負担を確実に継続するとともに、財政支援措置を拡充すること。

25. 地方創生に不可欠な基盤である高速道路、リニア中央新幹線をはじめとする交通

ネットワークの整備を促進するとともに、関連事業に係る積極的な財政支援を講じること。

また、地域公共交通は住民生活や地域経済活動に不可欠で重要な社会基盤としての役割を担っていることから、コロナ禍等の影響を受けている各種交通事業者に対して、持続的かつ安定的な経営を維持できるよう、積極的な支援を行うこと。

以上決議する。

令和5年5月17日

東海市長会

国土強靱化、防災・減災対策等の充実強化に関する決議

東海・東南海・南海の「南海トラフ」の巨大地震は、強い揺れと巨大な津波の発生により、過去に例を見ないほど甚大な被害が予想され、都市自治体においては、様々な防災・減災対策の充実・強化を図っているところである。

近年、大規模な地震や津波、台風等といった災害が頻発し、各地で記録的な豪雨による大規模な河川の氾濫や土砂災害が発生するなど、住民生活の安全・安心が脅かされる事態が生じている。こうした現象に対応するためにも、防災・減災対策に資する社会資本整備については、機能を維持していくための点検、維持修繕や更新等の老朽化対策も含め、国・地方がスピード感を持って取り組むことが不可欠であり、緊急性の高い対策へ重点的な投資を行うなど強靱化をより一層進めていかなければならない。

よって、国においては、下記の事項について特段の措置を講じられるよう強く要望する。

記

1. 南海トラフ地震の地震津波想定や台風による高潮等に対応した防潮堤や水門などの津波防護施設を早期に整備すること。
2. 台風や集中豪雨による土石流や浸水の被害等の軽減を図るため、砂防堰堤や遊砂池等の整備、河道掘削、河川改修など治水対策を早期に進めること。
3. 気候変動による豪雨の激甚化・頻発化を踏まえ、「流域治水」の考え方にに基づき、河川関係施設等の整備や補修など必要な対策が迅速かつ計画的に実施できるよう十分な予算を確保すること。

また、都市自治体が管理する河川の改修、老朽化対策及び維持管理に係る財政措置を拡充すること。

4. 強靱な国土づくりを強力かつ継続的に進めるため、防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策をはじめとする取組が着実に実施できるよう、必要な予算・財源を安定的・継続的に確保するとともに、5か年加速化対策後も国土強靱化の取組を計画的かつ着実に推進できるよう、中長期的な対策を講じること。
5. 道路、河川、砂防、上下水道等の社会資本整備のほか、災害発生時に対策の司令塔となる庁舎、避難所となる公共施設等の整備について、集中的に推進するため各種交付金等を確保するとともに対象事業の拡大等を図ること。また、緊急防災・減災事業債に加え、地方単独事業に地方財政措置を充実するなど、対策を加速するための財源を十分確保すること。
6. 住民の安全で安心な暮らしや経済を支えるインフラ等の機能確保を図るため、老朽化対策などについて予防保全への転換を促進し、点検、維持修繕及び更新を持続的に実施できるよう、必要となる財源を安定的・継続的に確保すること。

以上決議する。

令和5年5月17日

東海市長会